

② P T A行事に参加した場合、指定された場所へ集合から解散まで補償されます。指定場所への往復途上については、**自宅から指定場所までの最短ルートとし、途中寄り道等した場合は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。**

③ P T A役員が予め定められた行事計画を推進するために必要な調査活動、打合せ、準備活動で被った傷害。

④ P T A役員や責任者及び指導者の不注意や管理ミスにより児童・生徒・父母会員・教職員会員・同時参加の未就学児が被った傷害、他人の身体・財物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合に補償します。(賠償責任の補償)

⑤ 第三者から借用したスポーツ用具や施設などを破損した事によって管理者として法律上の賠償責任を負った場合に補償します。(保管物危険の補償)

ただし、P T A会員同士の貸借に関しては補償の対象になりません。

⑥ 「かけこみ110番」の補償に関しては、実際に駆け込みが発生した事実を警察等への通報で確認できると、設置場所・協力者一覧の作成・管理保管が必要です。

⑦ 熱中症対策として、夏場の行事では「帽子を必ず着用する」、「通気性の良い服装で参加する」、「汗ふき用のタオルを用意する」など予め注意を呼び掛けるようにしてください。また、P T A役員・行事責任者の方の間でも、熱中症について日頃から勉強会を行うなどして、適切な対策・対応を実施できるように心がけてください。

## 【事故が起きてしまったら】

**事故が発生した場合、速やかに各学校P T A役員・行事責任者が直接事故の報告を下記までお願いします。**

その後、下の《保険金請求に必要な各P T Aからのご提出書類》を、P T A会長より提出お願いします。

東京海上日動火災保険株式会社（引受保険会社）

事故発生

→

取扱代理店 東京海上日動パートナーズ EAST:担当(曾我)

Tel 04-2920-2951

※P T A役員は、東京海上日動パートナーズ EAST に事故報告の後、市P連事務局までお知らせ下さい。

## 《保険金請求に必要な各P T Aからのご提出いただく書類は》

- 1, 各学校のP T A会長の行事事故確認書（保険会社から送付）  
（発生年月日・場所・行事・負傷者等を書面にて証明していただきます。）
- 2, P T A行事開催案内文書（プリント）  
（事前にP T A会員に配布した行事案内文のコピーを添付してください。）



## 問い合わせ先・事故報告

所沢市P T A連合会総合補償制度取扱 東京海上日動火災保険株式会社  
取扱代理店 (株)東京海上日動パートナーズ EAST:担当(曾我・竹内)

Tel 04-2920-2951

Fax 04-2990-2954

所沢市P T A連合会事務局（所沢市教育委員会社会教育課）担当

Tel 04-2998-9242



※所沢市P T A連合会のホームページから、すべての保険情報にいつでもアクセスできます。